



共同参画

特集1 / 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」
の決定

特集2 / 令和3年版男女共同参画白書



WOMEN'S SUCCESS

日常生活での采配：危機対応の鍵

いま、世界中はコロナ禍にあり、そこで目につくのが格差・不平等である。事実、WHO（世界保健機関）のテドロス事務局長もワクチン接種の二極化に警告を発している。なかでも、ジェンダー格差の問題は極めて深刻である。日本社会の諸制度は家族機能に大きく依拠して設計され、親密圏として家族の重要な位置づけが強調されてきた。家庭という名の私的空間の密室性は、家庭内の問題を深刻化させ外部からの関与を困難にする。コロナ前から存在し、また潜在していた家庭内暴力は深刻化して、助けを求めようにも声を上げることができない女性たち、女の子たちの存在が見えてきた。社会的に弱い者たちを集散的に襲ったこのたびのパンデミックは、まさに世の中の格差の弊害を人々に実感させることになった。

男女共同参画局が内閣府に設置されたのは2001年。もう20年前となる。これまで何も変化がなかったとは言わない。ただ、国際的にみて依然として大きいジェンダー格差を目の当たりにし、十分な変化を起こすまでには至っていないことも事実である。いま求められるのは、直面するリスクへの臨機応変で柔軟、かつ迅速な対応力である。しかし、残念ながら日本の対応力が高いとは言えず、その背景にジェンダー格差の存在がある。長きにわたって諸制度の前提として位置付けられてきた家庭内の性別役割分業のもと、女性たちは日常の生活に多くの時間を費やしてきた。生活には非定型なことも多く、思いも寄らないことが起こる。そこに、柔軟かつ迅速、そして臨機応変な対応が求められてきたのである。女性たちは重要な政策決定の場から排除されてきたが、彼女たちの日常生活での経験や知恵がコロナ危機から脱却する突破口への起動力となりうる。事実、いくつかの国の女性リーダー達はコロナ危機を乗り越えるべく見事な采配を揮っている。



白波瀬佐和子
Sawako Shirahase

東京大学大学院
人文社会系研究科教授

"Kyodo-sankaku"

共同参画

7

July 2021
Number 146

目次

Contents



今月号の表紙

大きくジャンプしているイラストで、女性のさらなる躍進を表現しました。
男女共同参画社会において、女性のさらなる活躍は必要不可欠です。

Special Feature

特集 1 Page.2

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」の決定

特集 2 Page.4

令和3年版男女共同参画白書

Topics

行政施策トピックス 1 Page.9

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」参加者の取組

行政施策トピックス 2 Page.10

若年層の性暴力被害予防について

News & Information

ニュース & インフォメーション Page.12

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表

ほか

公式Facebook



男女共同参画局 Facebook
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>



公式ホームページ



内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau Cabinet Office
<https://www.gender.go.jp>



「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」 の決定

内閣府男女共同参画局総務課

令和3年6月16日(水)に、菅内閣総理大臣を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」が開催され、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が決定されました。

本重点方針は、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定、以下「5次計画」という。)に基づき毎年6月を目途に定めることとされています。

今年の重点方針は、5次計画に掲げられた具体的な取組については着実に実施することとした上で、5次計画に盛り込まれた取組の更なる具体化や新たな取組など、3年度及び4年度に政府全体として重点的に取り組むべき事項を定めています。

具体的には、

- ・男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針、国際社会で共有された規範であること
- ・コロナの影響は特に女性に強く影響が表れており、コロナ対策において女性に最大限配慮するとともに、構造的な問題にも取り組む必要があることを基本的な考え方として、以下の3つの柱から構成しております。

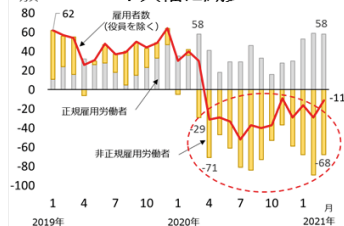
I コロナ対策の中心に女性を

コロナの拡大は、特に女性の就業から生活面に深刻な影響を及ぼしておりコロナの拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、必要な政策を実施する必要があることから、まず1つ目の柱を「コロナ対策の中心に女性を」として、

- ・女性デジタル人材の育成、
- ・厳しい状況にあるひとり親に対する職業訓練に関する取組、
- ・「生理の貧困」にある女性への支援等を盛り込んでいます。

コロナの拡大は女性に深刻な影響を及ぼしている

女性非正規雇用者数(前年同月差)
：大幅に減少



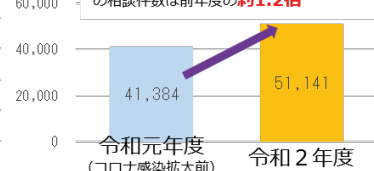
自殺者数：女性の自殺が大幅に増加

2019年合計	2020年合計
20,169人	21,081人(+912)
男性14,078	男性14,055(▲23)
女性6,091	女性7,026(+935)

DV(配偶者暴力)
相談件数は前年度の約1.6倍



性犯罪・性暴力
被害者のためのフリーストップ支援センター
の相談件数は前年度の約1.2倍



Ⅱ 女性の登用目標達成に向けて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

男女共同参画の裾野を広げるため、様々な分野において強力に取組を進めることとしており、

- ・経済分野では、中小企業への相談対応や支援専門家の養成、全国の商工会・商工会議所役員への女性登用、
- ・地域分野では、農業委員や農協役員等への女性登用、
- ・教育分野では、校長等や教育委員会への女性登用

等を盛り込んでいます。

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って 生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提であるという認識の下、

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談員の処遇改善などの体制強化、
- ・性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にもならないための、「生命(いのち)の安全教育」の令和5年度全国展開、
- ・不妊治療への保険適用や、フェムテックなど、女性の健康に関する取組等を盛り込んでいます。

今後、この重点方針に基づく取組を、政府一丸となって進めてまいります。

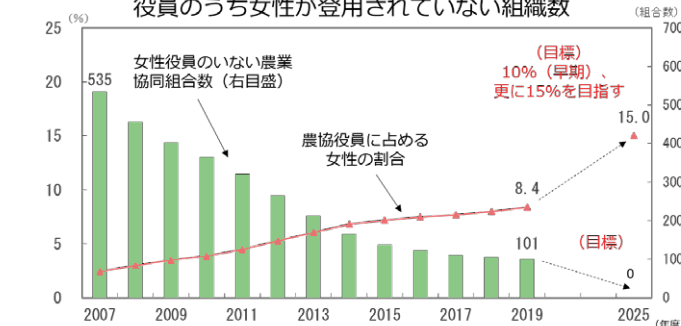
「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」についての詳細はこちら

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



女性の登用目標達成に向けて（１）

農業協同組合の役員に占める女性の割合／
役員のうち女性が登用されていない組織数

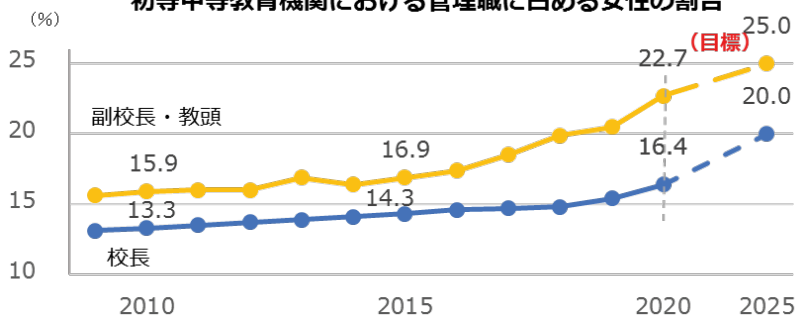


項目	現状	成果目標
農業委員のうち女性委員が登用されていない組織	254/1,702 (2020年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.3% (2020年度)	20% (早期)、更に30%を目指す (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)

※表は「第5次男女共同参画基本計画」における成果目標

女性の登用目標達成に向けて（２）

初等中等教育機関における管理職に占める女性の割合



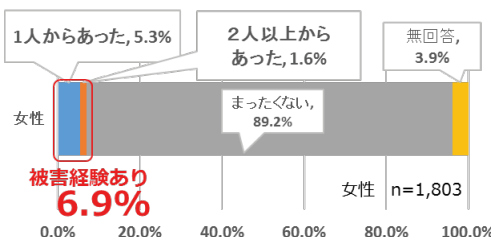
項目	現状	成果目標
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	22.7% (2020年)	25% (2025年)
校長	16.4% (2020年)	20% (2025年)

※表は「第5次男女共同参画基本計画」における成果目標

女性をとりまく社会の課題

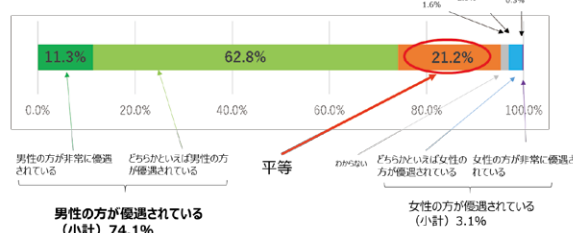
無理やりに性交等をされた被害経験

…女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある



社会全体における男女の地位の平等感

…男女が平等であるという回答は21.2%



令和3年版男女共同参画白書

内閣府男女共同参画局総務課調査室

令和3年版男女共同参画白書が、6月11日に閣議決定・公表されました。
この白書は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」に基づいて
国会に毎年報告されるもので、法定白書としては通算で22回目となります。

男女共同参画白書

【白書構成】

I. 令和2年度男女共同参画社会の形成の状況

特集 コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来

各章 政策・方針決定過程への女性の参画 等

II. 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部 令和2年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2部 令和3年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

平成13(2001)年に第1回の男女共同参画会議が開催されてから、既に20年が経過しました。この間、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」の制定など、男女共同参画には一定の進展が見られていますが、いまだに多くの課題が残されています。

世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数における我が国の総合順位は156か国中120位で、G7の中で最下位、G20の中でも下位という大変残念な状況であり、国際社会では当然の規範であるジェンダー平等の理念が必ずしも共有されていません。これらは、グローバル化が進む中、世界的な人材獲得や投資を巡る競争を通じて、日本経済の成長力にも関わる問題です。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大は、女性の生活や雇用に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等の遅れが改めて顕在化しました。

そこで今回の白書では、特集として、「コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」を取り上げています。

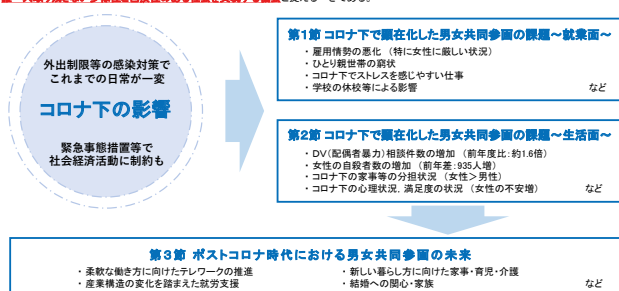
緊急事態宣言発出等によるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等のため、飲食・宿泊業等のサービス業が大きな影響を被ったことなどから、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化しました。同時にこれまで見過ごされてきたこと、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば、経済的・精神的DV（配偶者暴力）、ひとり親世帯、女性・女児の窮状、女性の貧困等が私たちの向き合うべき課題として社会に共有されました。

特集においては、コロナ下における就業面と生活面を巡る環境の変化を様々なデータを用いて整理するとともに、新型コロナに対する政府の取組をまとめ、さらに改めて注目されることとなった「新しい暮らし方」「新しい働き方」についてジェンダーの視点から分析を行いました。

以下、特集のポイントを御紹介します。

<特集>コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、各国の異いところを露わにしたが、我が国においては男女共同参画の遅れが顕在することになった。
- 令和2(2020)年4月7日に1回目の緊急事態宣言が発出されたが、ステイホーム、在宅ワーク、学校休校等の影響は、サービス業、とりわけ飲食・宿泊業等を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化した。
- 同時にこれまで見過ごされてきたこと、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば、経済的・精神的DV（配偶者暴力）、ひとり親世帯、女性の貧困等がコロナ下で顕在化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになった。
- こうした我が国の構造的な問題への関心の高まりや、ジェンダー不平等に対する問題意識の高まりは、今後の男女共同参画を強力に推進し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉えるべきである。



労働市場への影響

はじめに、男女共同参画の視点からの新型コロナの感染拡大の影響と課題について把握するため、我が国で新型コロナの感染が拡大した令和2（2020）年以降（以下「コロナ下」という。）の男女の就業に関する状況を概観していきます。

平成31（2019）年1月以降の雇用者数の推移を見ると、男女ともに、緊急事態宣言が発出された令和2（2020）年4月に前の月と比べて大幅に雇用者数が減少しており、男女で比較すると、女性は74万人の減少、男性は35万人の減少と、女性の減少幅は男性の約2倍となりました。その後の雇用者数の推移は、男女ともに持ち直しの動きが見られるものの、令和2（2020）年11月頃からおおむね横ばい圏内で推移しており、依然としてコロナ下以前の水準を下回っています（図1）。また、雇用形態別雇用者数（役員を除く）の前年同月差の推移を見ると、女性は正規雇用労働者の増加が続く一方、非正規雇用労働者は令和2（2020）年3月以降、13か月連続の減少となっています。

図1 雇用者数の推移



産業別雇用者の雇用形態別割合を男女別に見ると、女性は雇用者（役員を除く）の半分以上が非正規雇用労働者であり、特に「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」は、雇用者（役員を除く）全体における女性の非正規雇用労働者の割合が高くなっています。一方、男性は正規雇用労働者の割合が高く、雇用者（役員を除く）の約8割が正規雇用労働者となっています。

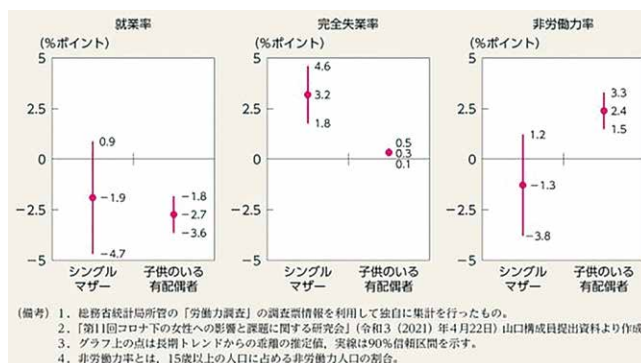
こうした中、緊急事態宣言中（令和2（2020）年4月から5月）の就業者数の推移を産業別に見ると、前年同月差の一月当たり平均で、女性は「飲食サービス業（25.0万人減少）」、「生活関連サービス業、娯楽業（17.0万人減少）」、「小売業（15.5万人減少）」の順に、男性は「飲食サービス業（13.0万人減少）」、「建設業（12.0万人減少）」、「製造業（10.5万人減少）」の順に、減少幅が大きい結果となりました。

「小売業（10.5万人減少）」の順に、減少幅が大きい結果となりました。

ひとり親世帯等の状況

続いて、ひとり親世帯への影響を見ていきます。我が国のひとり親世帯の86.8%は母子世帯です。母子世帯は平均年間就労収入が200万円であるなど経済的に厳しい状況に置かれていることが多くなっています。こうした中、令和2（2020）年7～9月期平均の完全失業率への影響¹を見ると、子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方、母子世帯の親には約3%ポイントの押し上げ要因となりました（図2）。

図2 子供のいる有配偶者とシングルマザー（令和2（2020）年7～9月期平均）



（備考）1. 総務省統計局の「労働力調査」の調査情報を利用して独自に集計を行ったもの。
2. 「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和3（2021）年4月22日）山口構成員提出資料より作成。
3. グラフ上の点は長増トレンドからの差の推定値、実値は90%信頼区間を示す。
4. 非労働力率は、15歳以上の人口に占める非労働力人口の割合。

また、令和2（2020）年に実施された調査²によると、令和2（2020）年末に向けての暮らし向きが「苦しい」と回答したひとり親は60.8%に上りました。さらに、直近1か月間に必要とする食料が買えないことが「あった」と回答したひとり親は35.6%に上りました。

もちろん、家計が厳しい状況にある世帯は、ひとり親世帯に限りません。例えば、コロナ下において、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいる「生理の貧困」が注目されています。生理の貧困は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題です。

このように、ひとり親世帯や若年女性、単身女性など、様々な困難を抱える女性に寄り添う、多様な支援の必要性が高まっています。

1 令和2（2020）年の完全失業率（実測値）と、平成27（2015）年から令和元（2019）年末までのデータから作成した予測モデルで算出した令和2（2020）年の完全失業率（予測値）の差で影響度合いを評価。

2 独立行政法人労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」

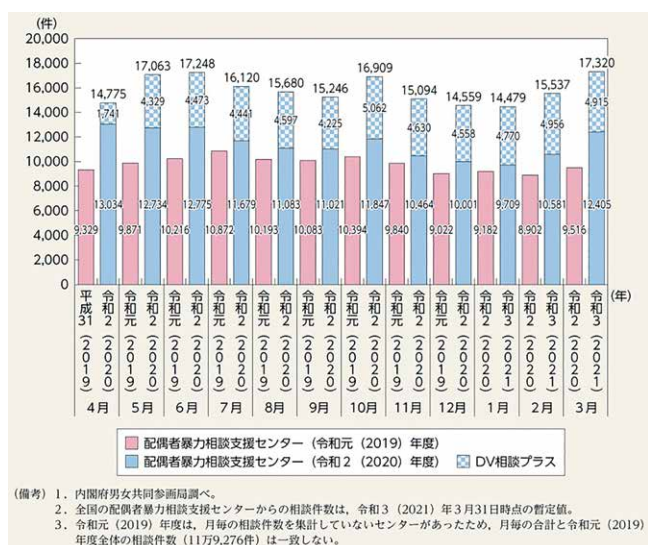
女性に対する暴力の状況

次に、コロナ下における人々の生活に関する状況について概観していきます。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。しかしながら、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によって、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラス³に寄せられた令和2(2020)年度のDV(配偶者暴力)相談件数は19万0,030件で、前年度比で約1.6倍に増加しました(図3)。

図3 DV(配偶者暴力)相談件数の推移



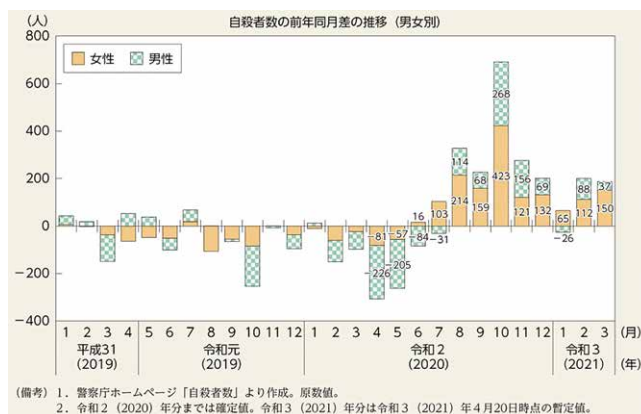
また、内閣府が令和3(2021)年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、無理やりに性交等をされた被害経験のある女性は約14人に1人に上ります。被害を受けた時の相手は、「まったく知らない人」が全体の約1割、女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、男性では「通っている(いた)学校・大学の関係者」が約2割となっています。コロナ下で性犯罪・性暴力に関する相談件数も増加しています。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和2(2020)年度の相談件数は5万1,141件で、前年度比で約1.2倍に増加しました。

自殺の状況

続いて、平成31(2019)年1月以降の自殺者数の推移を見ると、女性は令和2(2020)年6月以降、男性は令和2(2020)年8月以降、前年同月差で増加傾向にあることが分かります。一方、増加幅を男女で比較すると、女性の自殺者数の増加幅の方が大きくなっています。令和2(2020)年の自殺者数を見ると、前の年と比べて、男性は23人減少しましたが、女性は935人増加しました(図4)。

図4 自殺者数の推移

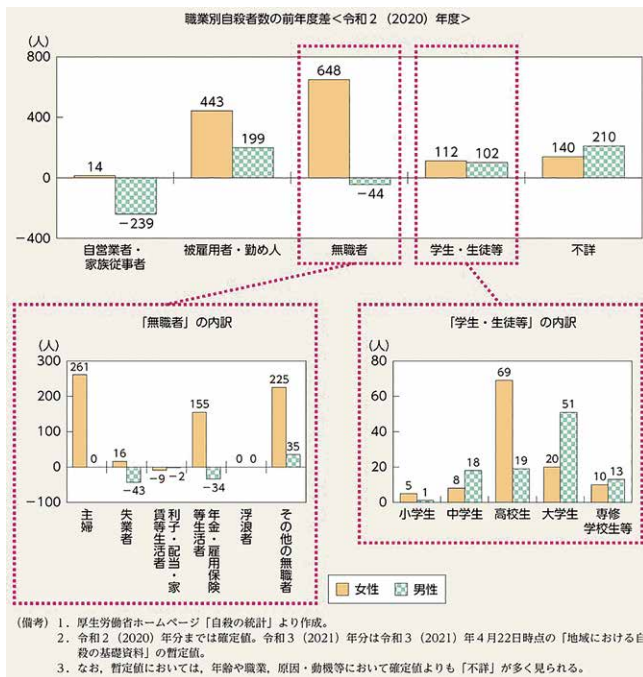
	平成31・令和元年 (2019年) 合計	令和2年 (2020年) 合計	前年差
総数	20,169	21,081	912
男性	14,078	14,055	▲23
女性	6,091	7,026	935



職業別に自殺者数の増減を見ると、令和2(2020)年度は前年度と比べて、女性は「無職者」が648人増加、「被雇用者・勤め人」が443人増加し、男性は「被雇用者・勤め人」が199人増加しています。女性の「無職者」の中では「主婦」が最も増加(261人増加)しており、「学生・生徒等」の中では「高校生」が最も増加(69人増加)しています(図5)。

3 令和2(2020)年4月より、新たなDV(配偶者暴力)相談窓口として開設され、24時間の電話相談対応、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行っているほか、電話ができない場合にも相談できるようにSNS・メール相談も行っている。

図5 自殺者数の増減



厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センターが令和2（2020）年10月21日に発表した「コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）」⁴によると、令和2（2020）年の自殺の動向は、例年とは明らかに異なっていると指摘しています。また、女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV（配偶者暴力）被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など、様々な問題が潜んでいるとされ、コロナ禍において、そうした自殺の要因になりかねない問題が深刻化したことが、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があるとして分析されています。このほか、ウェルテル効果と呼ばれる有名人の自殺報道の影響によって自殺が増える現象が見られること、緊急小口資金の貸付けなど政府の各種支援策が自殺の増加を抑制している可能性があることなど、様々な指摘がなされています。

4 本報告書については、「コロナ禍における自殺の動向を精緻に分析するために必要なデータが揃っておらず、現時点における分析は不十分なものとならざるを得ない。また分析を進めるほどに、時間をかけて詳細な分析を行う必要性に直面しているところだが、現時点で分かったことだけでも早めに公表すべきと判断し、今回、中間的な報告を行うことにした。」などの留意点が記されている。

Ⅲ

ポストコロナ時代における男女共同参画の未来

政府の取組

新型コロナの感染拡大を受け、我が国では、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚からなる「新型コロナウイルス感染症対策本部」（令和2（2020）年1月30日閣議決定）を設置し、令和2（2020）年4月7日の緊急事態宣言（以下「第1回緊急事態宣言」という。）発出をはじめとして、総力を挙げて対策を講じています。また、コロナ下の女性への影響が特に深刻であることを受けて、女性や困難な問題を抱える人々に対する各種取組が行われています。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2（2020）年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。」との文言が盛り込まれていましたが、その後出された基本的対処方針において、「特に、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意」する⁵、「必要な支援を適時適切に実施」する⁶との文言

等が新たに追加されました。

内閣府では、令和2（2020）年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、同年11月には、政府に対する緊急提言がまとめられました。政府は、自殺やDV（配偶者暴力）の相談体制の強化や「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付等を経済対策に盛り込み、令和2（2020）年度第3次補正予算等で措置しました。

令和3（2021）年3月には、新たに任命された孤独・孤立対策担当大臣を議長とする「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」、「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」が開催され、非正規雇用労働者等に対する緊急支援策が打ち出されました。

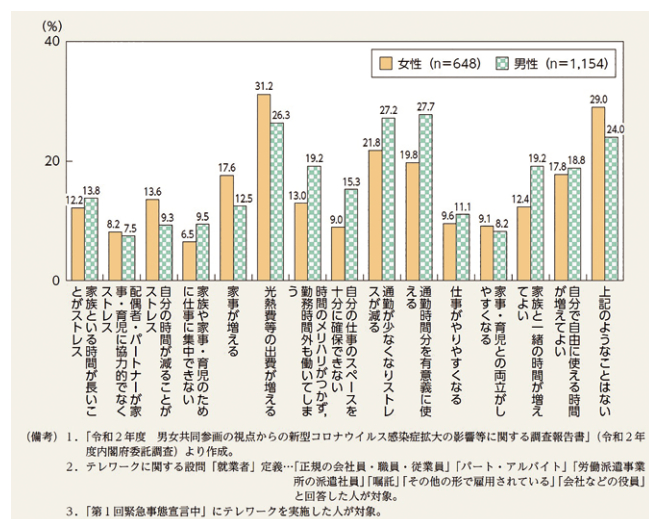
5 令和3（2021）年1月7日。

6 令和3（2021）年4月23日。

新しい働き方

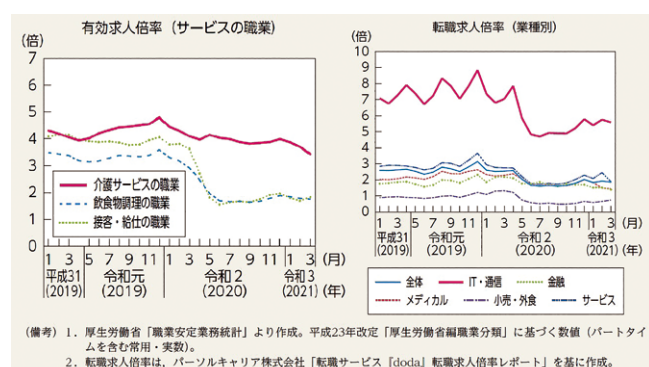
第1回緊急事態宣言を境に、我が国では、多くの就業者がテレワークを経験することになり、地域別、産業別、年収別等で実施状況が異なるものの、普及・定着しつつあります。一方、テレワークを経験して感じたことを男女で比較すると、女性は家庭生活においての課題を感じる事が多く、男性は仕事についての課題を感じる事が多いことが分かります（図6）。

図6 テレワークを経験して感じたこと
(テレワークを経験した就業者)



医療・福祉、情報通信業等は、コロナ下においても就業者数が増加しています。介護サービスの職業については、第1回緊急事態宣言後も有効求人倍率が3~4倍以上で推移しており、ニーズが高いです。また、IT関連の転職求人倍率も高く推移しています（図7）。今後、このようなニーズのある分野や成長分野等へのシフトが重要であり、そのための人材育成、マッチング、勤務環境の改善等が必要になっていきます。

図7 有効求人倍率・転職求人倍率



新しい生活

1日の時間の使い方について、新型コロナ感染拡大前と比較すると、男性の仕事時間が減少した分、育児時間が増加し、男性の育児参画が進んだように見えます。ただし、女性の育児時間も同様に増加しており、また家事時間については変化がないことから、女性が男性の2倍以上、家事・育児をしている傾向は、新型コロナ感染拡大前後で変わりません（図8）。

図8 1日の時間の使い方

有業者全体 (仕事のある1日)		令和2(2020)年度 調査	令和元(2019)年度 調査	時間の増減
仕事時間	女性	7時間27分	7時間42分	-15分
	男性	8時間47分	9時間12分	-25分
家事時間	女性	1時間59分	2時間03分	-4分
	男性	0時間50分	0時間52分	-2分
育児時間	女性	1時間52分	1時間32分	+20分
	男性	0時間53分	0時間32分	+21分
介護時間	女性	0時間55分	1時間17分	-22分
	男性	0時間45分	1時間01分	-16分

(備考) 「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」(令和2年度内閣府委託調査)より作成。

一方、新型コロナ感染拡大前と比較して「夫」「夫と妻」の家事・育児の役割が増加した世帯の約42%が「夫婦の関係が良くなった」としており、男性の家事・育児参画は、良好な家族関係の構築のきっかけとなっています。

男女共同参画の未来

新型コロナという未曾有の危機とそれに伴う経済社会の構造変化は、女性の地位向上を図るチャンスでもあります。この流れを後押しするよう、時機を逸せず、ジェンダー視点を踏まえた政策を次々と打つ必要があり、そのためには、意思決定の場における女性の参加、女性の政治参画も重要です。この機に、ポストコロナ時代を見据えた男女共同参画を強力に進め、我が国の一人ひとりがこの国に生まれてきて良かったと思える社会、誰一人取り残されない社会を実現する。そこにこそ、男女共同参画の未来があります。

令和3年版男女共同参画白書について、
詳しくはこちら

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html



「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」参加者の取組

「男性リーダーの会」には、女性活躍の推進にコミットする企業経営者等や知事・市町村長の約260名が参加しています。今回、2名の男性リーダーの取組を紹介します。(氏名五十音順)

内閣府男女共同参画局総務課

世界の仲間と走り続ける

富田 秀夫

リフィニティブ・ジャパン株式会社
代表取締役社長



ロンドン証券取引所グループ (LSEG) のデータ部門を担うリフィニティブの日本法人が弊社です。LSEGが、社員がその能力を十分に発揮できる環境作りを重視しているため、女性活躍を含むD&Iに対する取り組みは言葉を越えて、深く組織に浸透しています。女性比率を高める30% Clubに英国で早くから賛同していますが、グローバル経営会議メンバーも含め目標をクリア。次は、すべての基準で40%以上の達成を目指しています。

コロナ禍において、全面的な在宅勤務をはじめ、柔軟な働き方をグローバルで実施し、家庭環境の差による影響を抑えて業務継続を実現。さらに、メンタル面での健康を保つため多様性のあるプログラムを提供するなど、世界の文化や知恵にも触れる機会となり、グローバル企業の強みを実感できました。

取り組みの中で、毎日1時間の「Me hour」と1か月に1日の「We day」は、日本でも特に好評でした。この時間は、一切の社内会議等から解放され、自分と向き合ったり、同僚と社会的課題について考える時間にするのが奨励されています。

採用面では、既に社員の約半数が女性であるものの、選考段階での「バイアス」をなくすため、公平な「職務記述書」作成ツールの導入、書類選考段階での応募者の属性非表示、面接官パネルの多様化など、D&Iへの先端的な取り組みにも挑戦しています。



D&I推進委員による社内ビデオ会議

「女」性が「喜」ぶ「嬉」しいまちへ

村上 大祐

佐賀県
嬉野市長



嬉野市は「日本三大美肌の湯」・嬉野温泉に恵まれ、女性を意識した観光地づくりに転換して再生しつつあります。一方で人口減少は深刻で、特に本市は若年女性人口の減少が著しいために、必然と将来予測は加速度的な下降線を描いていました。「住みやすさ」でも女性に選ばなければ未来はない。強い危機感と同時に、女性が輝くまちが新時代を切り開くという確信で動いています。

本市は「女性活躍」を政策の重点指標に据え、女性農業者の活躍をはじめ、オンラインによる専門家への子育て相談をいち早く取り入れたほか、隣接市と共同で出産・子育て後のキャリア復帰支援の職業紹介事業も予定しています。就任当初からの構想だった女性部長の登用も本年度実現しました。

女子スポーツ振興にも積極的に取り組んでおり、特に女子野球選手との交流を通じたシティープロモーションや女性活躍を応援する事業構想が高い評価を受け、昨年末、全日本女子野球連盟の「女子野球タウン」の第1号認定を受けました。公共のスポーツ施設に企業版ふるさと納税などの民間投資を呼び込み、更衣室やトイレの女性競技者やファンの目線を入れた改修も視野に入れています。



女子野球タウン協定の締結

行動宣言

輝く女性の活躍を加速する
男性リーダーの会

「男性リーダーの会」について、
詳しくはこちら

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/male_leaders/index.html



若年層の性暴力被害予防について

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

若年層に対する性暴力は許されない

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。特に10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

巧妙化する性暴力の手口

政府は、昨年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を取りまとめ、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相

談先の周知を行っています。また令和2年10月からSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を継続して実施しており、若年層が相談しやすい手段を提供しています。

若年層への性暴力はこれまでも対策が進められてきたAV出演強要、JKビジネスなどの問題に加え、

- レイプドラッグ※の問題
- 酔わせて性的行為を強要
- 自撮り画像を勝手に掲載される、なりすました相手から性暴力を受けるといったSNSを利用した性被害
- セクシュアルハラスメント
- 痴漢 等、

手口が巧妙になっています。「被害にあっているかも。」と思ったら、ひとりで悩まず御相談ください。

※飲み物や食べ物に混ぜて、相手を抵抗できない状態にして性的行為をする睡眠薬等の薬物

●こんな被害が起きています

AV出演強要



事例 ①

街でモデルやアイドルにならな
いかと誘われた。紹介してもら
った事務所は、アダルトビデオへ
の女優を派遣しているプロダク
ションだった。

JKビジネス



事例 ②

SNSでアルバイトの広告を見つ
け、座っているだけの仕事だと
聞いていたのに、客の前で胸や
下半身を強調するポーズをとら
された。

酔わせて 性的行為を強要



事例 ④

サークルの飲み会で、先輩から
お酒をすすめられ、断れずに飲
み続けていたら、身体がだるく
なり、気が付くと複数の人に囲
まれ、胸や下半身を触られていた。

SNSを利用した 性被害



事例 ⑤

外出自粛により、誰にも会えず、
さびしくなり、SNSでつなが
った男性に裸の写真を送ってし
まった。

被害を受けたあなたは悪くありません

「お酒を飲んでしまったから」「誘いを断れなかったから」「自分が不注意だったから」などと、自分を責めないでください。加害者が友人や先輩、知人などの場合、相手を信用してしまうのも当然のことです。「相手を信用した自分が悪かった」などと自分を責める必要はありません。悪いのは加害者です。

同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、身近な人や恋人の間でも起こります。

性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていくことが大切です。ウェブサイトでは、被害事例や対応策、相談窓口を紹介していますので御覧ください。

「若年層の性暴力被害予防」については
こちら⇒

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/



被害に遭った時の対応や相談窓口についてはこちら⇒

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/



レイプドラッグ

事例③

カラオケボックスでトイレに行った後、残っていた飲み物を飲んだら意識がもうろうとして、気がつくと服を脱がされた状態で、一人で取り残されていた。



セクシュアル
ハラスメント

事例⑥

就職活動で性的な言動を拒否したことで内定が取り消されたなど不利益な扱いをされた。

一人で悩んでいませんか？

もし性暴力の被害に遭ってしまったら、一人で抱え込まず、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下、ワンストップ支援センター)に相談してください。全国共通短縮番号「#8891」(はやくワンストップ)にかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。プライバシーは守られますので安心して相談してください。

ワンストップ支援センターでは以下のような相談をすることができます

○妊娠や性感染症が心配

協力関係にある医療機関において、緊急避妊薬の処方や、妊娠・性感染症の検査等を受けることができるよう、サポートします。

○こころやからだのことが心配

医療機関等において、必要な治療や心理的支援を受けることができるようサポートします。

○警察に相談したい、相談するかどうか迷っている

警察での支援、捜査、証拠採取等に関する情報の提供、警察への同行など、相談する際のサポートを行います。

○法律や裁判のことがよくわからない

弁護士等と連携しながら、法的な手続等のサポートを行います。

○その他(今後のことが心配等)

その他、安心して安全に生活することができるよう、必要なことを一緒に考えてサポートします。

また、内閣府では、性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施しています。電話はちょっと…と思う方は、ぜひ、「キュアタイム」で検索してみてください。

年齢・性別・セクシュアリティを問わず、匿名で相談を受け付けています。

全国のワンストップ支援センター
一覧はこちら⇒

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



SNS相談Cure time(キュアタイム)
への相談はこちら⇒

<https://curetime.jp/>



News

01

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表

内閣府

令和3年4月28日、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会(白波瀬佐和子座長(東京大学大学院教授))」は、「～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」を副題とする報告書をまとめ、丸川大臣に手交しました。



本報告書では、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は男女に異なる影響を及ぼしており、非正規雇用労働者の減少や自殺の増加等、特に女性への影響が深刻であること
- ・一斉休校が子供を持つ女性の就業や生活に大きな影響を及ぼしたこと
- ・その根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったこと等があり、それらがコロナの影響により顕在化したこと
- ・などがエビデンスに基づいて分析・指摘されています。そのうえで、今こそ幅広い分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠であるとし、ポストコロナに向けて、(1)ジェンダー統計・分析の重要性、(2)ジェンダー平等・男女共同参画への取組、(3)女性の参画、(4)制度・慣行の見直しが提言されています。

男女共同参画局においても、本報告書の提言内容を今後の政策につなげてまいります。

報告書の詳細及び研究会の活動については、HPを御覧ください。

URL <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>



News

02

「夏のリコチャレ2021」を開催します

内閣府

内閣府・文部科学省・一般社団法人日本経済団体連合会(以下:経団連)は共催で、夏休み期間である7月から、女子中高生等の理工系分野への進路選択を応援するため、「夏のリコチャレ2021～理工系のお仕事体感しよう!～」を開催します。

本イベントは、経団連加盟企業や大学等による主に女子中高生等を対象とした理工系の職場見学、仕事体験、施設見学など多彩な情報を内閣府「理工チャレンジ(リコチャレ)」サイトを活用し、積極的に社会へ発信する取組です。一昨年は約36,000名の生徒等が参加しました。今年はオンラインのイベントも多く企画されています。

女子中高生の皆さん、今年の夏は素敵な理工系の未来を探しに行きませんか。近くのイベントや興味のあるイベントを検索して是非御参加ください。また保護者や教員の方向けの情報も御案内しています。詳細はぜひサイトを御覧ください。



夏のリコチャレ 2021
～理工系のお仕事体感しよう!～
内閣府・文部科学省・経団連共催

詳細はこちらを御覧ください。

URL https://www.gender.go.jp/c-challenge/event/2021_summer.html



News

03

第71回 “社会を明るくする運動”が推進する「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」

法務省

令和3年、“社会を明るくする運動”(以下:社明)は、第71回を迎えます。

今回のテーマは、“#生きづらさを、生きていく。”です。

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社明”は、犯罪や非行の背景にある生きづらさへの理解と、生きづらさを包み込むコミュニティづくりに取り組んでまいります。

更生保護ボランティアである更生保護女性会は、地域における様々な生きづらさを、「ほっとけない」の心で包み込む犯罪予防活動や更生支援活動を行っています。子ども食堂や、子育て支援活動は、地域の孤独・孤立を防ぐコミュニティづくりに大きな役割を果たしています。

このコロナ禍の時代に、文字通り社会を照らし出す明るいメッセージを発信・拡散していくことができますよう、本年も“社明”への御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



いよいよ7月。もう令和3年も半分を過ぎました。時が過ぎるのは早いんですね。

さて、6月は男女共同参画週間に様々なイベントがあったかと思いますが。男女局では、第5次男女共同参画基本計画に基づき、性別による無意識の思い込みの解消に向けた取り組みを行っています。週間を一つの契機として、これまでの慣行等からの性別による固定的役割分担に捉われず、無意識の思い込みを少しでも解消していくことで、男だから、女だからではなく1人ひとりの適性や能力に応じて活躍できる社会になると良いのではないのでしょうか。

男女局HPでは性別に捉われないフリーイラスト素材の提供もしています。幅広く御利用いただければ幸いです。



https://www.gender.go.jp/about_danjo/symbol/free/manual.html



【スキー中毒の編集員「N」】

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」7月号

<https://www.gender.go.jp>

<https://www.facebook.com/danjokiyodosankaku>

第146号
編集・発行
2021年7月9日発行
内閣府
〒100-8914
東京都千代田区
永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局
総務課
電話
03-5253-2111 (代)
印刷
株式会社アイネット
表紙デザイン
株式会社マープラ

News

04

令和3年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」(オンライン)実施報告

文部科学省

国立女性教育会館(NWEC)では、「これからの男女共同参画 ～第5次基本計画の考え方と地域課題への取組に向けて～」をテーマに、全国的女性関連施設、地方自治体、団体の役員・管理職、リーダー等を対象に、地域の男女共同参画推進リーダーとして身につけておくべき知識・企画力・実践力を養うことを目的として「地域における男女共同参画推進リーダー研修」をオンラインで実施しました。

研修では、何度でも繰り返し視聴ができるeラーニング学習管理システムを活用して、基調講演、講義、事例報告等の研修動画を配信し、全国から500名を上回る参加者が視聴しました。

また、ライブ配信プログラムとして実施したパネルディスカッション「地域課題にどう取り組むか」や「参加者同士の意見交換」、全国女性会館協議会提供プログラムの事例報告・グループワーク「Challenge to Change ―コロナ禍での事業運営を考える」では、講師や参加者の間で活発な意見交換がなされました。

参加者からは、「第5次基本計画や各省庁の施策等について理解が深まった」「人口減少、高齢化率が高まる地方市の活性化には、女性の活躍無くしては考えられないと強く感じた。事例報告は大変参考になった」との感想が寄せられました。

詳細はこちらを御覧ください。



https://www.nwec.jp/event/training/g_leader2021.html



Info

01

令和3年度「学校における男女共同参画研修」(オンライン)参加者募集について

文部科学省

国立女性教育会館(NWEC)では、初等中等教育に携わる管理職・教職員を対象とした男女共同参画研修をオンラインで開催します。

この研修では、教職員自身の持つ固定的な性別役割分担意識に気付くとともに、学校現場に存在する男女共同参画課題を把握し、教職員のキャリア形成や女性管理職の育成、多様な児童生徒への対応について男女共同参画の視点から理解を深め、解決に向けた方策を探ることを趣旨としています。

詳細はこちらを御覧ください。



https://www.nwec.jp/event/training/g_kyoin2021.html



令和3年度
「学校における男女共同参画研修」
オンライン

男女共同参画ってどういうこと？
学校現場に潜む「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」とは？
子どもが、性別に関わらず、多様な人々と協働しながら、豊かな心を切り拓くために、学びの場がより安全な場となることを目指して、教職員の働き方やキャリア形成にも関わる、様々な課題の根本原因と対応に役立つ視点を提供します。

申込要項

参加対象	初等中等教育(小・中・高)の管理職・職員
参加費	研修費用(オンライン研修)は無料です。研修の開催費に際しては、研修参加費として徴収いたします。
参加人数	200名程度
研修期間	7月29日(木) 9:00～8月31日(火) 17:00
申込方法	研修申込書(別添)をダウンロードし、研修申込書に記入の上、申込フォームより送信してください。 https://www.nwec.jp/event/training/g_kyoin2021.html
申込期間	6月21日(月)9:00～7月15日(金)17:00
申込先・お問い合わせ	国立女性教育会館 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL: 03-5253-2111 E-mail: kyoin@nwec.go.jp URL: https://www.nwec.jp

対 象 教育委員会や教育センターの管理職・職員(管理主事・指導主事等)、初等中等教育諸学校(特別支援学校を含む)の管理職・教職員 計300名

方 法 学習管理システムを使用したオンライン研修

期 間 令和3年7月29日(木) 9:00～8月31日(火) 17:00 オンデマンド配信
※一部のプログラムはWeb会議システムZoomによるライブ配信で実施します。

後 援 文部科学省、独立行政法人教職員支援機構(予定)

参加費 無料

【拡散希望】

性暴力をなくそう。

AV出演強要



JKビジネス



レイプドラッグ



酔わせて
性的行為を強要



SNSを利用した
性被害



セクシュアル
ハラスメント



痴漢



10代20代に対する
性暴力の手口が巧妙になっています。
同意のない性的行為の強要は、
いかなる理由・関係性であっても
すべて性暴力です。

性暴力に関する情報をみんなで共有して、
社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

#NEVER FORGIVE 性暴力



性犯罪・性暴力でお悩みの方へ
あなたの不安に寄り添いながら支援をする
公的な相談窓口があります。

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター（内閣府）
はやりんストップ

#8891

性犯罪被害相談電話
（警察）

#8103

相談のことなど詳しくは

性暴力をなくそう



内閣府 / 警察庁 / 消費者庁 / 総務省 / 法務省 / 文部科学省 / 厚生労働省